

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トリクロルエチレン（以下「有機溶剤」という。）が入っている超音波洗浄装置等を使用して金属部品を洗浄する作業に従事していたところ、同年〇月〇日にC病院に受診し、「頭痛、緑内障の疑い」と診断され、また、翌〇日にはD医療センターに受診し、「末梢神経障害」と診断された。

請求人は、末梢神経障害の原因は、有機溶剤を使用した洗浄作業によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、末梢神経障害は業務上の事由によるものであると判断し、療養補償給付については支給し、休業補償給付については、平成〇年〇月〇日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、入院期間と通院日のみ休業補償給付の対象として支給した。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求において、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成25年労第112号。以下「前回裁決」という。）。

他方、請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、また、平成〇年

○月○日、Fクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、G医師の平成○年○月○日日付け鑑定意見書をはじめとする各医学的資料を踏まえた上で、請求人は、ICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その発病時期は平成○年○月○日とすることが妥当である旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26

日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。)を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、有機溶剤のばく露により末梢神経障害を発症したこと、請求人の意に反するプレス部門に配置転換されたこと及び上司らによる暴言や無視といったいじめや嫌がらせを受けたこと等による心理的負荷が原因で本件疾病を発病した旨主張するので、以下検討する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月〇日、金属製品の洗浄作業中に有機溶剤のばく露により末梢神経障害を発症したとされるが、これは、認定基準別表1の具体的出来事の類型「(重度の)病気やケガをした」に該当することとなり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

しかしながら、請求人の末梢神経障害に関する治療は、同年〇月〇日、同年〇月は2日、同年〇月は1日のみ通院治療が認められる程度であり、本件疾病の発病後は、請求人の自訴からH病院に入院しているという事情は認められるものの、G医師の鑑定意見書には請求人の末梢神経障害について入院治療の必要性は高くはない旨述べられており、また、I医師の同年〇月〇日付け意見書においては、請求人は有機溶剤を取り扱う業務以外であれば就労は可能である旨述べられていること等の事情や療養経過等を鑑みれば、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「中」とした審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

(ウ) 次に、プレス部門への配置転換については、当審査会としても一件記録を精査したが、入社の際、業務を特定する旨の労働契約が結ばれた事実は確認できず、また、会社は請求人の申し出により1日で金属製品の洗浄部

門に戻している（丙1）。

当審査会としては、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事の類型「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に相当するものの、上記の事情を鑑みると当該出来事の心理的負荷の総合評価を「弱」とした審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

(エ) また、請求人は、プレス加工作業中にプレス機が誤作動を起こしたことにより、指を負傷するおそれのある危険な目に遭遇したものとして、これが認定基準別表1の具体的出来事の類型「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨主張する。

しかし、当該出来事については、請求人の主張以外に資料や申述記録等は存在しておらず、事実の確認はできない。仮に誤作動を起こしていたとしても、決定書理由に説示するとおり、悲惨な事故を体験したとは認めることはできず、当審査会としては、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「弱」とした審査官の決定は妥当なものであると判断する。

(オ) その他、請求人は、平成〇年〇月頃、精神及び知的障害がある者が部品の混入に係るミスを起こし、ペナルティとして検査済みの部品の再検査を指示された上、その責任を問われて顛末書を書かされたと主張している。

当該出来事については、認定基準別表1の具体的出来事の類型「会社で起きた事件、事故について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、Jによると、再検査は、何ら懲罰的なものではなく、一般的な業務であると述べており、また、顛末書は、会社が発生したミスやトラブルの状況を把握して再発防止等に資するために企業活動において広く活用されている一般的な書面であると判断することが相当であることから、決定書理由に説示するとおり、その作成を求められたとしても、一般的な業務指示としての対応に過ぎず、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「弱」とした審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

(カ) なお、請求人は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）及び「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当する出来事があった旨も主張するが、その具体的な内容については、一件記録上

確認できない。当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が上司や同僚の言動等を嫌がらせと受け止めた可能性は否定できないことから、同出来事に該当すると認めても、その心理的負荷の総合評価を「弱」とした審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められないが、専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人が平成〇年〇月〇日にEクリニックを受診した際の外来診療録において、請求人の家族歴・生育歴や内縁の妻との複雑な関係が記載されているが、これらが事実とすれば、本件疾病に関与していることは否定できない。」と述べられている。

エ したがって、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が5つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。